

出張規程

第1条（目的）

本規程は、一般社団法人日本ろう者テニス協会（以下「本協会」という。）の理事および監事（以下、総称して「役員」という。）ならびに委員等が本協会の求めに応じて出張を行った場合における費用の支払いについて定める。

第2条（対象者）

本規程の対象者は、役員および強化部長副部長とする。

第3条（交通費）

1. 対象者が鉄道で出張を行った場合、本協会は、対象者が公共交通機関を利用して通常合理的な経路（特急電車および新幹線使用の可否も含む。）で移動した場合に要する運賃を支払う。なお、「通常合理的な経路」について疑義が生じた場合、会長（会長については経理担当理事）の判断に従うものとする。
2. 対象者が航空機で出張を行った場合、本協会は、通常合理的な範囲内で実費及び業務に伴いやむを得ず発生した手荷物料金を支払う。なお、対象者は、可能な限り障害者割引や早期割引等を活用するように努めなければならない。かつエコノミークラスを利用しなければならない。
3. 対象者が航空機で出張を行った場合、本協会は、通常合理的な範囲内で実費及び業務に伴いやむを得ず発生した手荷物料金を支払う。なお、対象者は、可能な限り障害者割引や早期割引等を活用するように努めなければならない。かつエコノミークラスを利用しなければならない。
4. 対象者が車で出張を行った場合、本協会は、第1項に準じて交通費を支払う。なお、対象者がタクシーを利用した場合、会長（会長については経理担当理事）が合理的な理由があると認めた範囲で支給することができる。

第4条（宿泊費）

対象者が通常合理的な判断として宿泊を伴う出張を行った場合、本協会は、1泊一万二千円を上限として、宿泊に要した実費を支給する。ただし、宿泊の可否について疑義が生じた場合、会長（会長については経理担当理事）の判断に従うものとする。

第5条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。